

令和2年4月8日

保護者の皆さま

社会福祉法人六会・遠藤福祉会
理事長 小永井達也

緊急事態宣言による当園の利用について

平素より当施設の運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

昨日、緊急事態宣言（「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（改正令和二年三月一三日同第四号）による）が神奈川県に発令されました（期限：5月6日）。同特措法によれば、保育所は「使用の制限等の要請の対象となる施設」に該当しています。

「使用の制限」は、新型コロナウイルス感染症をこれ以上に広めないことを目的としています。が、神奈川県は使用制限対象から保育所を除外しています。

保育所はいわゆる感染リスクの高い「濃厚接触」の場所であり、かつ保護者の皆さまが外部環境（職場、交通機関、家庭等）と接触をして、毎日出入りする場所なので、当施設としては感染を完全に防いで保育を行うことは出来ません。

感染者や濃厚接触者が出た場合は、休園になるかもしれません。保護者の皆さまや職員が濃厚接触者になることもあります。報道等でご存知のとおり、お子さま、保護者の皆さま、そして職員の生命を危機にさらす可能性もあります。

以上の点を十分にお考えいただき、勤務先等にもご相談のうえ、できる限り登園をお控えになるようお願いいたします。

お子さま、保護者の皆さま、そして職員の健康と命を守るための大事なお願いです。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上